

事 務 連 絡

令和3年1月29日

都道府県

各 指定都市 生活困窮者自立支援制度主管部局長・生活福祉資金貸付制度主管部局長 殿

中核市

全国社会福祉協議会事務局長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

生活困窮者自立支援室長

令和2年度第三次補正予算の成立を踏まえた今後の生活困窮者自立支援の強化について

平素より、厚生労働行政の推進につき、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

今般、令和2年度第三次補正予算（以下、「第三次補正予算」という。）が成立しました。新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し、経済への影響も懸念される中、生活に困窮される方々への支援はさらに重要性が高まっており、今後、第三次補正予算を活用し、支援の強化に取り組む必要があります。

各自治体においては、生活困窮者自立支援分野における第3次補正予算の活用に向け、下記についてご承知おきいただくとともに、必要な対応をお願いします。

記

1. 自立相談支援機関の適切な運営費の確保等について

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、生活や住まいに不安を抱えられる方が急増し、自立相談支援機関においては、これまでにない相談ニーズへの対応を行っていただいている。
(自立相談支援件数(令和2年4~10月)約45.2万件(令和元年度24.8万件)(※速報値))
- 特に都市部において、自立相談支援員等の業務負担が過重となっている実態があることに加え、一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク等から、必要な人件費の手当が来ていない等の指摘があり、各自治体がそれぞれの実態を踏まえて必要な措置を行うことが重要である。
- 第三次補正予算においては、生活困窮者自立支援制度の機能強化を促進する新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金140億円を計上しており、この執行については、別途連絡するが、各自治体においては、次の観点で、委託先法人等を通じて各窓口の状況を把握した上で、新型コロナウイルス感染症セーフティネット交付金等を活用し、必要な人件費の手当等を行っていただきたい。
 - ・ 相談員等の時間外労働が過重となっていないか
 - ・ 超過勤務手当など、必要な人件費の支払いにおいて、委託料に不足が生じていないか
 - ・ 相談員等の健康状態に問題はないか
 - ・ 外国籍の方への対応などにおいて、翻訳機器等が必要となっていないか
 - ・ その他、窓口において苦慮していることはないか
- 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金の事業メニューには、自立相談支援員や家計改善支援員、巡回相談員の加配等のほか、不安定居住者に対する居所確保のためのホテルやアパートの追加借り上げ、一時生活支援事業の共同実施に係る初期費用、就労準備支援事業や子どもの学習・生活支援事業におけるオンライン支援の初期経費など、各任意事業で活用可能なメニューが計上されているので、各自治体においては、これらの事業メニューを活用いただき、各任意事業の体制強化を図っていただきたい。
- なお、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金の国庫補助率は3/4としていところ、地方負担分1/4については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用が可能となっているので、この活用についても検討いただきたい。

- また、必要な支援が行き届くよう、自立相談支援等の周知広報についても、対応をお願いする。具体的には、ホームページや広報紙等の掲載のほか、関係機関へのパンフレットの設置や公共施設への掲示など、周知広報の強化を行っていただきたい。

(参考)「コロナ禍の新段階における生活困窮者自立支援制度への要請」(令和3年1月吉日一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク)(抜粋)

- 1 生活困窮者自立支援制度に係わる支援の現場が、包括的で継続的な支援を実現できるように、人員の加配や超過勤務(休日出勤含)への対応を行うための資源の充当をすすめること。とくに委託事業の場合は年間の委託費が定められており、今回のように想定をはるかに超える超過勤務等が発生した場合、人件費の手当てが出来ないために、追加的な措置が不可欠である。直営であれ委託の事業であれ、自治体が現場の状況を把握し、必要な対応を講じるように促すことも必要である。

2. 就労支援メニューの積極的な活用について

- 就労準備支援事業等のオンラインメニュー等支援強化

就労準備支援事業については、令和2年度、調査研究事業を通じて、オンライン等における支援メニューの好事例の収集を進めてきたところ、当該調査研究事業については、とりまとめ次第、周知を行う予定である。各自治体においては、これを参考としつつ、非対面方式のオンライン等で実施する各地域の実情に応じた就労支援メニューの開発支援、機器整備等を進めていただきたい。

- 市区等の地域における就労体験・就労訓練先の開拓・マッチングの実施による就労支援の強化
令和2年度より、都道府県において、就労体験、就労訓練先を開拓し、対象者の状態像に応じた業務の切り出しの提案等もしながら、マッチングを行うための経費を補助する事業を開始したところである(13都県で実施)。

今般、新たに、指定都市・中核市その他一定規模のある自治体において、就労体験・就労訓練先等を開拓する取組を実施可能としたところ、就労準備支援事業及び認定就労訓練事業が低調(又は未実施)な自治体におかれては、積極的に活用を検討いただきたい。

3. 居住支援の強化について

- 居所が不安定な方への支援強化については、令和3年1月7日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言に係る対応について(居所が不安定な方への支援等)」等により

周知しているところであるが、第三次補正予算において、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金の事業メニューに、「巡回相談支援の強化」、「一時的な居所確保の強化」、「一時生活支援事業の共同実施体制整備の支援強化」を盛り込み、居住支援を更に強化することとしている。

これらの事業メニューの活用によって、ホームレス数に関わらず、巡回相談の実施又は体制強化が可能となっているほか、不安定居住者のためのホテルやアパートなど一時的な居所の追加借り上げ、単独で一時生活支援事業を実施することが困難な自治体間が共同で実施する場合に、初期費用として必要な備品の購入、一時宿泊施設の修繕等が可能となっている。

各自治体においては、これらの事業メニューを活用いただき、居住支援の体制強化を図っていただきたい。

4. 子どもの学習・生活支援事業の強化について

- 子どもの学習・生活支援事業の強化については、第二次補正予算に引き続き、学習・生活支援事業と学校や子ども食堂、フードバンク等の関係機関を結ぶコーディネーターの配置等による支援強化のほか、オンラインによる学習・相談支援を行うための貸出用タブレットの購入、事業者におけるインターネット回線の設置、通信機器整備、Eラーニング教材の作製等が可能となっていることから、各自治体においては、本交付金を子どもの学習・生活支援事業の強化にも活用されたい。

5. 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した地域の実情を踏まえたきめ細やかな事業の実施

- 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、創設され、第三次補正予算において、1.5兆円が増額された。
- 本交付金については、活用が可能な事業として、生活困窮者に対する給付金、貸付、食糧支援、緊急雇用創出等が例示されている。
- 各自治体においては、別添1に示す困窮者への生活支援の概要及び事例を参考とし、本交付金を活用しつつ、給付金、貸付、食糧支援、緊急雇用創出等、地域の実情に応じて必要な取組を行っていただきたい。

(参考) 別添1「新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け困窮する住民への生活支援」

※ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金ポータルサイト「地方創生図鑑」
「給付金」等のキーワードで取組事例の検索が可能。

<https://www.chihousousei-zukan.go.jp/>

- また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し自立相談支援機関と連携した「緊急就労支援事業」を実施している長野県社会福祉協議会の取組に関する概要資料を添付するので参照していただきたい。

「緊急就労支援事業」については、都道府県の雇用産業部局が中心に取りまとめられることが一般的であるが、福祉担当部局においても、自立相談支援機関の就労支援のニーズを把握し必要な意見出しを行っていただくと共に、積極的にご活用いただきたい。

- また、「令和2年度第2次補正予算を活用した地域におけるつながりづくりの取組の推進について（情報提供）」（令和2年6月24日厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室長事務連絡）において、新型コロナウイルス感染症の影響により、地域で孤立しがちな方に対する見守り等を通じた地域をつながりづくりの取組として、本交付金を活用した「新しいつながり事業」を案内しているところであるので、再度周知する。

（参考）別添2「新しいつながり事業の概要」

6. 緊急小口資金等の特例貸付の貸付原資等の積み増し

- 緊急小口資金等の特例貸付については、令和2年12月8日に閣議決定された「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」に基づき、申請受付期限を令和3年3月末まで延長したことを踏まえるとともに、今後の債権管理事務費を一体のものとして、第三次補正予算に約4,199億円を計上している。
- 予算執行については、必要に応じ繰り越しを行うとともに、貸付実績を踏まえて、適時必要な金額を内示する予定であり、具体的には別途連絡する。
- なお、債権管理事務費については、償還期間（緊急小口資金2年、総合支援資金10年）の間に必要な金額を一括して交付することを予定していることから、各都道府県社会福祉協議会においては、従来の活動に支障が生じないよう、債権管理に関する業務の外部委託や協議会内での事務体制の強化など、今後の債権管理への対応について、検討をお願いする。

7. 生活に困窮する外国人への支援

- 感染が世界的に拡大する中、希望しながら帰国することができない外国人の増加が指摘されている。
- これまで、令和2年度第2次補正予算を通じた多言語対応機器の購入等に対する財政支援を行ってきているところであるが、引き続き、令和2年度補正予算の新型コロナウイルス感染症セーフティネット交付金の活用が可能となっているので、相談等の多言語対応を進めていただくようお願いする。
- 支援情報の周知については、これまで、多言語パンフレットの作成・配布を行ってきているところで

あるが、適宜、多言語パンフレットを活用するとともに、自治体内関係機関にパンフレットを設置するなど、より広く情報が行き届くよう、対応をお願いする。

- なお、緊急小口資金等の特例貸付、住居確保給付金における外国人の取扱については、以下の取扱を示しているところであるので、対応に遺漏なきようお願いする。

【緊急小口資金等の特例貸付】

問18 貸付対象に外国籍の方がおられる世帯は含まれるか。

(答)

- 生活福祉資金貸付制度は、いわゆる国籍条項は存在せず、外国籍の方がおられる世帯であっても、貸付の対象となる。
- また、貸付については、日本国籍の方と同様、資金の用途や必要性、償還能力、残りの在留期間等を勘案の上で、決定される。
- 今般の特例要件は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う景気悪化等による生活資金のニーズに対応するための措置であることを踏まえ、国籍にかかわらず、相談者それぞれの状況を丁寧に聞き取り、きめ細かな支援を行っていただきたい。

【住居確保給付金】

Q8 外国人は、支給対象者となるのか。

A 支給にあたっては、いわゆる国籍条項は存在せず、日本国籍の方と同様、収入要件や求職活動要件等の各種要件を満たす場合であれば、支給対象となる。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した生活困窮者自立支援の事例

「地方創生図鑑」によれば、全国で約150程度が地方創生臨時交付金を活用した生活困窮者支援策を実施

【三重県志摩市】生活支援特別給付金

1. 概要

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業や失業等により社会福祉協議会が実施する生活福祉資金（緊急小口資金・総合支援資金）特例貸付の決定を受けた人に対し、志摩市独自の支援策として貸付金返済負担の軽減と家計の安定を図ることを目的に生活支援特別給付金を申請により支給する。

2. 給付額

1世帯 5万円 ※世帯に1回のみ給付。

【東京都八王子市】学生支援特別給付金・臨時学生等雇用促進奨励金

1. 概要

生活が困窮している学生に対し、給付金を交付するとともに、市内在住の学生や若者を臨時的に雇用する際の人件費を奨励金として市内企業等へ交付する。

2. 事業の背景

東京都における緊急事態措置等に基づく休業要請等の影響により、収入が減少したため、生活が困窮し、修学の継続が困難な学生が存在している。

3. 工夫している点

国の学生向け給付金の支給対象とならなかった学生のうち、生活が困窮し修学の継続が困難な学生を支援するとともに、学生や若者の雇用の機会を創出する

【滋賀県野洲市】住居を確保するための生活支援緊急給付金

1. 概要

新型コロナウイルス感染の影響により減収したことで経済的に困窮し、住宅を喪失するおそれのある方に住居を確保するための給付金を支給。

※既存の住居確保給付金制度では対象とならない人に対し住宅支援が可能。

(例) 大学生、専門学校生等の学生、求職者支援法に基づく職業訓練受講給付金等を受給している人など

2. 支給額

※支給額の上限：単身世帯35,000円 2人世帯 42,000円 など

3. 支給期間

3カ月間 ※1回に限る

【熊本県菊陽町】生活困窮世帯に係る食糧支援事業

1. 概要

新型コロナウイルス感染症の影響による生活困窮世帯への食糧支援を実施

2. 事業の背景

新型コロナウイルス感染症により生活資金に困窮する世帯の相談が増え、生活維持のための包括的な支援が必要な状況

3. 工夫している点

緊急小口資金等の特例貸付等を実施している社会福祉協議会に事業を委託することで、支援をスピーディに実施できるよう事業設計している。

【参考】緊急対応型雇用創出事業の参考事例（長野県社会福祉協議会の取組の例）

■ 事業概要

- 長野県社会福祉協議会では、長野県等と協力して令和2年6月1日から緊急就労支援事業を開始。
- 新型コロナウイルス感染症の影響による失業者等を対象に「まいさぼ」（自立相談支援機関）を中心としたオーダーメイドの就労支援に取り組んでいる（雇用型）。
- 一般就労が難しい方については、平成27年度から実施している「プチバイト事業」（非雇用型）を活用。

緊急就労支援事業

まいさぼとは

生活困窮者自立支援法に基づき、県及び各市が設置している自立相談支援機関です。生活や就労など様々なご相談をお受けし、課題を整理し、継続的な支援を行います。

県内24カ所

支援対象者：新型コロナウイルス感染症の影響による失業者等（まいさぼや福祉人材センターが就労を支援する方）

雇用期間：2か月以上（雇用形態は問わない）

その他：雇用事業所の開拓とマッチングをまいさぼ及び福祉人材センターが行います

実施団体：長野県社会福祉協議会（長野県あんしん未来創造プロジェクト）

事業所助成：雇用開始日から2か月間の賃金の2/3を助成（上限192,000）

主な協力団体

長野県、市町村、市町村社会福祉協議会、長野県社会福祉法人経営者協議会、長野県NPOセンター、長野県生活協同組合連合会、日本労働組合総連合会長野県連合会、長野県共同募金会、日本青年会議所北陸信越地区長野ブロック協議会、長野県長寿社会開発センター、長野県農業協同組合中央会、長野県みらい基金

長野県福祉人材センターとは

福祉分野の無料職業紹介事業を中心に、福祉の仕事のPR活動や見学会等を実施しています。県内4カ所に配置された相談員がきめ細かな就職相談に応じています。

県内4カ所

雇用事例①

個人事業主として製造業を経営していたが、海外の取引先からキャンセルが相次ぎ廃業となった。本事業を活用して清掃業の企業に就労が決まった。



雇用事例②

調理員として勤務していた旅館が休業となり離職。調理の仕事希望が高齢でもあり、すぐには決まらなかった。本事業の相談会で福祉施設の調理の仕事を紹介され就労が決まった。



雇用事例③

派遣終了により、5月末に仕事を失い、住み込みだったため住居も失った。まいさぼの支援で、本事業を活用して警備会社での仕事が決まり、寮にも入居できるようになった。



雇用事例④

勤務先の業績不振で給料の減額を提示され、生活できないために退職を余儀なくされた。福祉人材センターの支援で、本事業を利用して福祉施設の介護員として就労。

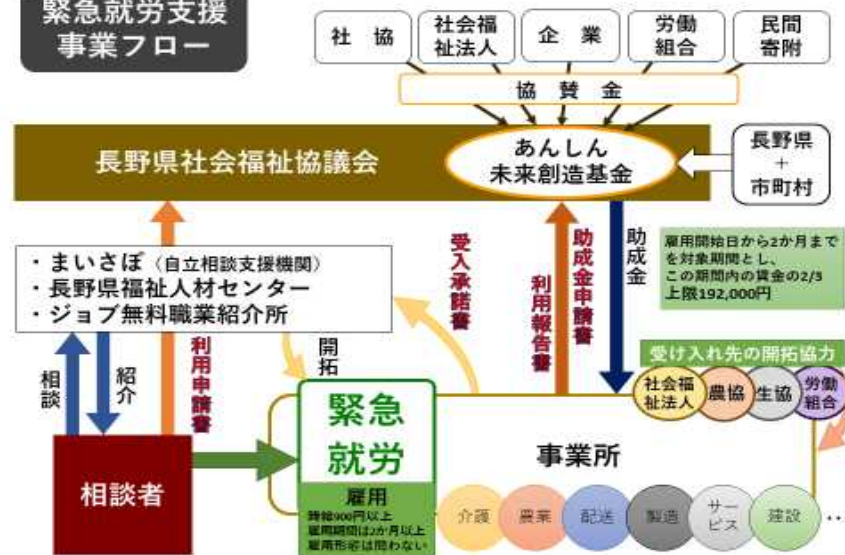


雇用事例⑤

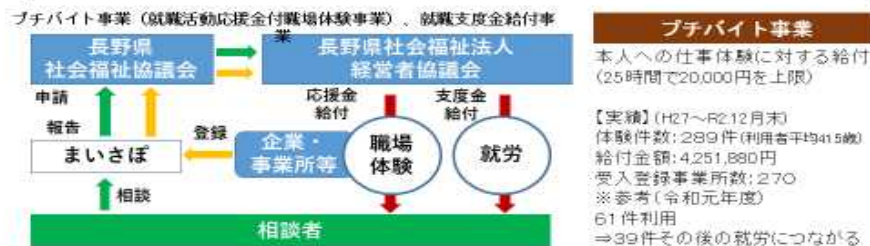
飲食店に勤務していたが、休業で勤務が入らなくなり困窮し離職した。本事業を活用して農園への勤務を開始し、将来的には営農に向けてチャレンジしていきたい。



緊急就労支援事業フロー



信州あんしんセーフティネット事業（社会福祉法人の公益事業）



「就労」すること

収入確保
【経済的側面】

社会参加の
継続
【社会的側面】

【相談者への働きかけ】
自己肯定感・自己有用感を
生み出す働き
<エンパワメント>

就労
支援

【地域・社会への働きかけ】
居場所の提供。
役割の機会
<地域づくり>

新しいつながり事業の概要

別添 2

■ 背景

- 新型コロナウイルス感染症により失業する方が増加
- 一方、複数人が屋内で集まることを前提にした子ども食堂や通いの場等の居場所づくりがしづらい状況
- 居場所を喪失することによる孤立・フレイルのリスクの高まり、住民相互の関係性の希薄化

■ 事業スキーム (イメージ)

- ①集いの場の再開・役割の創出支援
- ②つながりの発見・創出支援
- ③「気になる人」の見守り支援
- ④新しいつながりの環境醸成支援

自治体

雇用・研修に係る費用、運営費等

社会福祉協議会
NPO法人 等

子ども食堂、通いの場、
見守り等の実施団体



◆ つながり推進員



失職者、内定取消し者、専業主婦(夫)、高齢者等
(臨時雇用、有償ボランティア等)

※フルタイム・パートタイムの双方を想定
※資格・経験は問わない
※研修の実施 (オンライン研修含む)

他事業の一体的実施
や連携も想定
(※次ページの実例参照)

①集いの場の再開・役割の創出支援

③「気になる人」の見守り支援

子ども食堂、通いの場、
見守り等

つながりの弱い「気になる人」

A地区

B地区

C地区

元々気にかけていた仲間等

小地域で、新たに気にかけて関係づくり等

②つながりの発見・創出支援

④新しいつながりの環境醸成支援

(活動例)

- ・ 屋外プログラムの提供
- ・ フードパントリーなど対面時間を減らす手法への切替
- ・ ICTを活用し、3密を控えた見守り、相談支援 (つぶやきの受け止め)
- ・ 住民どうしのつながりの把握
- ・ 訪問を通じた新たなつながり・参加の場づくり
- ・ 専門職や専門機関の参加の促進

事業の実施により期待できる効果

- ・ 新たな雇用の創出
- ・ 「気になる人」を気に掛ける風土の醸成
- ・ 地域づくりの担い手の創出
- ・ 新たな時代に対応した新しいつながり方の構築
- ・ 気になる人どうしの結びつき

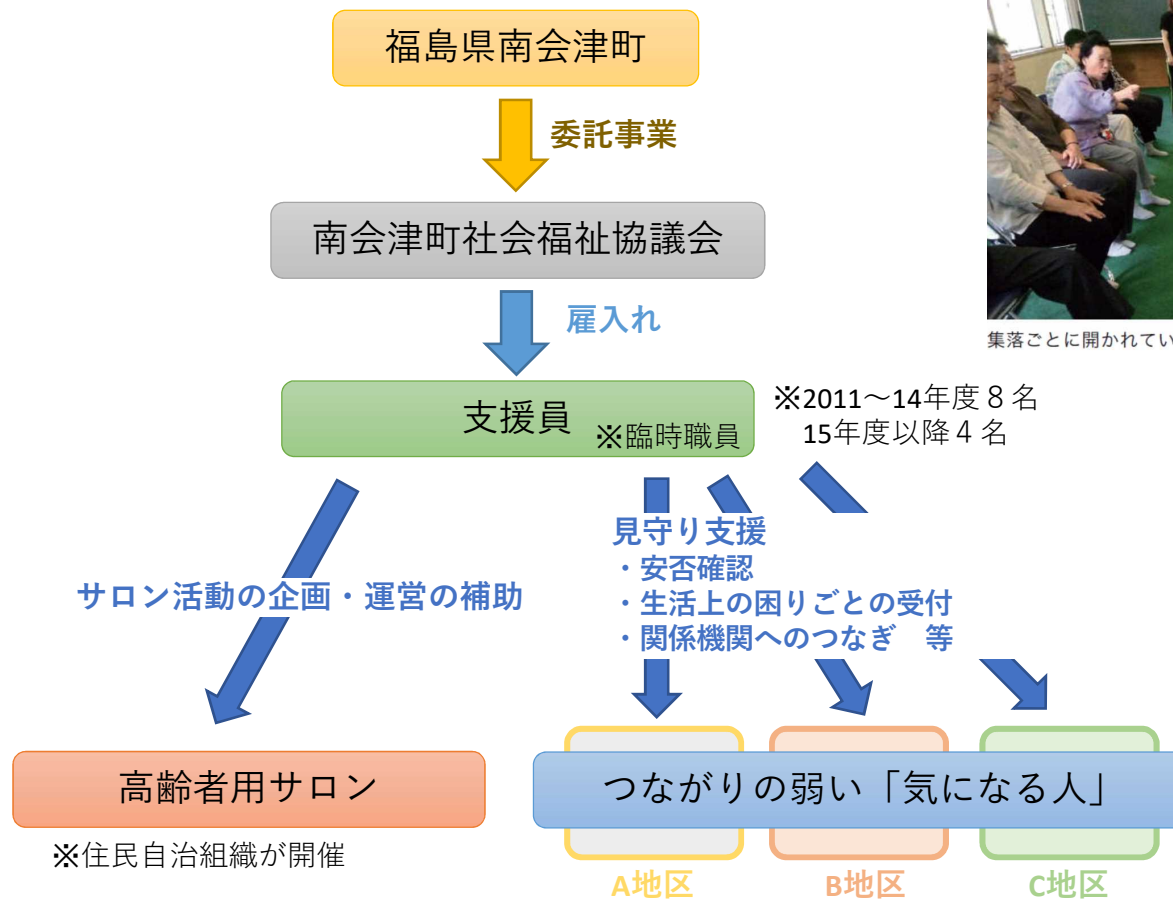
地域共生社会の実現

【参考①】新しいつながり事業の参考事例（福島県南会津町の例）

■ 事業概要

- 福島県南会津町では、町の委託事業として、町社協に「高齢者見守り支援員」を配置（2011年度～）
- 支援員は、高齢者宅の戸別訪問やサロン活動の運営補助を行う
- こうした支援を通じて、過疎化・高齢化が進む地域の活性化にもつながる取組となっている

■ 事業スキーム



集落ごとに開かれている「ふれあいサロン」（写真提供：南会津町社協）



高齢者見守り支援員による戸別訪問の様子（写真提供：南会津町社協）

【参考②】新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用事例集（抜粋） （内閣府地方創生推進室（令和2年5月1日））

39.緊急対応型雇用創出・研修事業

解雇や雇止め、内定取り消し、就職氷河期世代等の就労機会を失った方々などに対して、地方公共団体が一時的な雇用を自ら実施又は就職サポートを委託するのに必要な経費に充当。また、これらの方々が、人手不足が深刻かつ社会的必要性が高い農林水産業、運送業、宅配、食品スーパー等に就業するため、感染症対策のステージも十分踏まえながら、実地やwebでの研修等を行う事業者に対して必要な経費の一部を支援。



65.地域のソーシャルビジネス、NPO支援事業

地域のために様々な活動を行っているNPOやソーシャルビジネスを実施している企業が、感染症拡大防止のためのステージを十分踏まえながら、感染症対策に関連して地域の抱える課題に対して様々な活動を強化する際に、奨励金等により支援。

